

広島市農業振興センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
 - ア 広島市農業振興センター 広島市安佐北区深川八丁目30番12号
 - イ 広島市農業振興センター安佐分場 広島市安佐北区安佐町大字久地2411番地の1
- (2) 設置目的
農業に関する試験、研究、指導等を行い、もって農業の振興を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
 - ア 農業に関する試験及び研究
 - イ 農業の経営及び技術に関する指導
 - ウ 農業に関する情報の収集及び提供
 - エ 種苗のあっせん及び配布
 - オ 家畜の改良、増殖及び診療
 - カ 農業地域の整備に関する知識の普及啓発
 - キ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市農林水産振興センター

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市農林水産振興センター
- (2) 非公募とする理由
農業振興センターの業務は、野菜や花き花木の栽培試験及びその成果の普及、農家ほ場の土壌分析と土づくり指導、バイオテクノロジーによる優良種苗の生産供給、人工授精及び受精卵作成・移植による家畜の改良・増殖など多岐にわたっており、これらの専門的な知識・技術を持った職員を確実に確保する必要がある。
このため、専門的な知識・技術を持った職員を多く有する公益財団法人広島市農林水産振興センターを引き続き非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 休業日
 - (ア) 広島市農業振興センター
 - a 日曜及び土曜日
 - b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - c 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
 - (イ) 広島市農業振興センター安佐分場
 - a 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（5月3日及び同月4日を除く。）に当たるときは、その翌日とし、5月3日に当たるときは同月2日とし、同月4日に当たるときは同月6日とする。
 - b 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 供用時間
 - (ア) 広島市農業振興センター
午前8時30分から午後5時まで
 - (イ) 広島市農業振興センター安佐分場
午前9時から午後4時30分まで
 - ウ 特記事項
申請者から休業日や供用時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
 - ア 広島市農業振興センターの事業に関すること。
 - イ 広島市農業振興センターの利用に関すること。
 - ウ 広島市農業振興センター及び広島市農業振興センター安佐分場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - エ その他市長が定める業務
 - オ 特記事項
家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。

(6) 配置人員

- ア 20人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。
- イ 専門職員の配置
野菜や花き花木の栽培試験及びその成果の普及、農家は場の土壌分析と土づくり指導、バイオテクノロジーによる優良種苗開発普及の専門的な知識・技術を有する職員13人及び獣医師4人を標準とする。
- ウ 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び危険物取扱者（乙種第4類）の資格を有する者1人を必置とする。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

- 10億9,697万円
- ※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
- ※ 指定管理期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

- ア 欠格事項
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 - (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
 - (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【1 障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率の達成状況 ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合</p>	達成・未達成 該当・非該当
<p>【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無

【3 男女共同参画・子育て支援の推進】	
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】	
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当